

日時 令和4年10月27日(木) 14時00分～16時00分

開催方法 Z o o mによる会議

○ 青少年課副課長

本日は課長の長島が急遽都合がつかず欠席となってしまい申し訳ございません。私の方で代理を務めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

本日はコロナの感染防止の観点から、オンライン会議とさせていただきます。

それでは、本日の出欠についてご報告いたします。

本日は、西野委員、藤井委員、福山委員の3名の委員の方がご欠席となりましたが、企画調整部会委員の委員9名中、6名の方が出席されておりますので、本部会の定足数を満たしています。

それでは、会議の進行について、長谷川部会長にお願いいたします。

○ 長谷川部会長

皆様ご無沙汰しております。ZOOMであっても対面の会議は嬉しいものだと実感しております。今期も部会長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

では早速ですが議題に入っていきたいと思えます。

本日は第2回企画調整部会になります。今回から新しい委員の方がご参加いただいています。令和2・3年期の秦野市社会福祉協議会の小泉委員がご退任されました。その代わりに、令和4・5年期から、寒川町社会福祉協議会の浅野委員がご就任されました。

浅野委員、一言ご挨拶をいただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○ 浅野委員

皆様はじめまして。寒川町社会福祉協議会の浅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回、青少年問題協議会の委員を受けさせていただきました。

私たち寒川町社協の仕事としては、日々様々な地域の福祉活動に取り組んでいますが、中でも、今回のこの協議会に関連し得る部分として、生活困窮者や、障害のある方、高齢者の方や寝たきりの方と、そういった方々を含んでの取り巻く地域づくり、それを含めて、社協の地域福祉というか、地域づくりの仕事というのは大変な部分もありつつも、人と人の繋がり、繋ぎ、そこにある温かさも含めて、やりがいのある仕事だと感じております。

また私たち寒川町社協では、福祉を育むスタートは小さな頃のうちからということで、小中学校での福祉を育む学びにも大変力を入れております。

学校側も積極的に福祉の学びに協力をしてきていますし、学んだことを、福祉作文という形で、子どもたちが一生懸命形にしてくれるなど、寒川町に随分とそういったことが根づいている状況もあります。

8050問題やひきこもりのことというのは、寒川町社協の日々の中でもいろいろとあり、成長が

ある程度進んだ段階で起こるいろいろなことというのは、小さな頃からということも含めて、また取り巻く家庭の環境、親や学校やいろいろなこともあっての問題が、発生してくるのかというのを、いろいろなケースを見ながら感じます。

こういった形で発言ができるかまだとても不安ですが、少しずつ、この協議会の内容に合う形で、発言ができるように、取り組んでいけたらと思いますので、ご指導いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。どうぞお力添えを頂戴したいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日の議題は3つになっております。おそらく2つ目が一番ボリュームが出ると思いますので、積極的なご発言をいただけたらと思っています。

まず最初に「議題1 令和4年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰について」になります。事務局からご説明をお願いします。

○ 青少年課副課長

(資料1、参考資料1, 2に基づき、説明)

○ 長谷川部会長

ご説明ありがとうございました。ご質問ご意見を、いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 長谷川部会長

せっかく要綱を改定して、NPO枠を20名作ったけれども、残念ながら1名も推薦がなかったということは本当に残念なことだと感じています。各市町村の中でNPOの担当部局にもご意見を聴取し、県庁としても、各市町村の方にお声掛けをしたにもかかわらずというところが、私自身とても重く受けとめていて、そこをどう改善したらよいか、大事なことになるかと感じています。

同じようなご意見等も結構ですので、ご質問、ご意見いただけたらと思います。

牧野委員どうぞ。

○ 牧野委員

私も長谷川部会長と同じような意見です。昨年議論をしている時に、もう少し対象を広げてはどうかと議論になり、やはりどうしても長年やってらっしゃった方々や、いわゆる従来の組織に所属をされた方々、年齢が高い方々が、選ばれることになっていましたので、もう少し若い方々や、特にNPOなどの新しい団体がありますので、そういう方々も表彰されるように、ということをお願いをしたのですが、初年度ということもあって、まだ各自治体が慣れていないということもあるのだろうと思います。

実態把握がまだ十分できていないのではないかと思います。去年も少し議論になりましたが、このような表彰制度のあり方を議論すべき時期に来ているという印象もあります。これはいわゆる名誉職的な表彰制度になっているかと思うのですが、もう一面で、子どもたち自身も様々な社会活動に関わるような時代になってきており、子ども自身がいろいろな活動をしています。この制度では、

育成活動推進者ということなので、まだ子どもが育成される対象であるようなイメージがありますし、青少年指導員ということで、指導する方々に対する表彰だというイメージができていますので、そのあたりも含めて今後検討すべきではないか、と思うのが一つです。

それからもう一つ、先ほど寒川町の浅野委員もおっしゃりましたが、ヤングケアラーなど、特に子どもたち自身で大人の世界に入らざるをえない子どもたちがいて、その子たちをどう支えていくのかということも大きな課題になってきています。指導とか育成ということよりは、どう支援するか、どう一緒に歩むかといったことが問われてきているという面もあるかと思えます。

そういう意味で少し何か、すぐには難しいのかもしれませんが、この表彰制度を通して社会の意識を変えられるようなものになるといいかなと思っています。その辺りも少し、可能であれば皆さんのご意見等伺いながら、検討が進められればと思います。以上です。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。牧野委員から根源的な表彰制度に対する、結構考え方の変更が必要ではないかというご意見がありましたが、その辺について皆さんいかがですか。

青木委員、お願いします。

○ 青木委員

この表彰は、市町村から県に上がっていくわけですが、結局、市町村が選定委員会などを作っており、その選定委員会自身が、各種団体の代表になっているのが現状なのではないでしょうか。

そこから変えていかない限り、NPO法人等から選ぶというのは、なかなか難しい。繋がりがありませんからね。

市町村の選定委員会から変えていかないと、県がいくら言っても、市町村がそのような制度になっている以上はもうどうにもならないような気がします。だから、今までの先生がおっしゃったように根本から変えていかない限り、この制度は同じような繰り返しになる。いくら選んでくださいと言ったところで、他の市町村の選ぶ人たちは知らないのではないかと。結局自分の団体とか、称する団体から功労者を選んでしまうという制度になってしまうのではないかと。

○ 長谷川部会長

青木委員ありがとうございます。市町村の選出の組織のあり方から変えないと難しいというご指摘でした。なかなか根が深いというか根本的なところから取り組まないと難しいということです。

どうでしょうか。もう少しご意見いただけませんか。尾崎委員お願いします。

○ 尾崎委員

今回NPOみたいな活動分野からは、選出がなかったということですが、20代の若い方も2人選ばれて、活動分野は子ども会や、ガールスカウトですが、若い方をあえて選んでいこうというところは、昨年度、前々年度に比べると、少し広がっているのかなと私は感じました。

それと少し関連するところで、表彰の対象になるものの条件が概ね20歳の者となっていると思いますが、20歳というのがもし「青年」と関連しているのであれば、18歳に下げていくことも考えてもいいのかなと、ちょっと感じておりました。以上です。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。

昨年度との比較でいうと若年層の選出もあるということです。あと、なるほど今思ったのですが、成年年齢の引き下げに伴い、18歳以上としたらどうかという、ご意見が出ました。

他の方がいいですか。梶田委員、お願いします。

○ **梶田委員**

私もこの制度は、やり方が古いなとすごく思っています。私自身もNPOで10年ぐらい活動しておりますが、まだご理解いただいていないケースが多く、若い人たちのNPOで、大学生ぐらいの年齢が小中学生をサポートしているという素晴らしい取り組みもあります。若者が子どもを育てるといふか、一緒に育っていくような活動もたくさん神奈川県の中で見られると思うので、例えば、推薦制度に関して、立候補制度みたいなものを活用して、若い人たちに着目できるようなことができれば良いなと思います、立候補してきた人たちを選考委員会できちんと調べ協議する。

立候補するという制度もあっていいかなと、思いました。

○ **長谷川委員**

新たにご提案ありがとうございます。今まで市町村の推薦という形でしたが、立候補という新たな選出方法のご検討ということでした。

青木委員、いかがですか。

○ **青木委員**

やはり市町村から推薦するとどうしてもそういう形になってしまうので、この枠の一つに県の青少年問題協議会から推薦するというのも、やってみてもいいのではないかな。それでそこに見本的な形で、こういう形で皆さんもやってみてくれませんかという形で出してみてもいいような気がします。その枠を、20名とか30名とか、30名は多いかもしれませんが10名とか、そういう県の青少年問題協議会から推薦するという枠も入れてもいいと思います。

○ **長谷川委員**

ありがとうございます。

県庁の方で推薦枠をまず持つというご意見。なおかつ、もし理屈をつけるとすると、NPOの活動はその自治体に限らない。広域化しているために、少し広い県という地理的範囲の中から、そのために県に推薦枠があっても良いなど、そのような理由付けはできるかもしれません。

他にご意見ありますか。よろしいですか。

一旦事務局にお返ししましょう。いかがですか。

○ **青少年課副課長**

皆様本当にありがとうございます。青木委員からご提案いただいた県の青少年問題協議会からの推薦というのは、これは要綱上、今にでもできるようなものになっておりますので、可能だと思われま

す。様々な有意義なご意見をいただきまして、いただいたご意見一つ一つを改めて受けとめて一つ一つ

検証して、さらにより良い制度の創設・変更を検討していきたいと思います。市町村に対しては、簡単に事務手続き上も例が示されたり様式が定まったりしないと推薦しにくい部分もあるのかもしれませんが。そのあたりは我々の足りない部分なのかもしれませんので、その点も含めていろいろ検討させていただきたいと思います。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。

未来に繋げるためには少なくとも、企画調整部会としては、先ほど牧野委員がおっしゃられたような認識を持って、制度はやはり大きく改革されるべきだという意見があるということは、どこかに明記して残した方がいいと思います。

その上で、歴史ある、その伝統ある表彰制度なので、一気にドラスティックに変革はできないので、少なくとも小さなところから改善してくということとしての一つのアイデア。

そして今回意見が出たという位置付けにすべきではないのかなと、部会長の立場ですが、そう考えた次第です。いかがでしょうか。

○ **牧野委員**

この制度は、少し名称は考えないといけないかもしれませんが、制度は残しながら、例えば先ほどのご意見の立候補ではありませんけれども、この制度のサブ部門みたいな形でまずはアワードみたいなものをやったらどうでしょうか。例えば、かながわ青少年と共に育つアワードみたいな形にして、お互いに推薦したり、自ら立候補するような形で、若い人たちや学生の団体などを表彰したりするような形になると、活気が出るのではないかと思います。

要するに、決して長年頑張ってこられた方々を否定するわけでもなくて、その方々もちゃんとすくい上げつつ、若い世代も入ってこられるような、この表彰制度のサブ部門としてアワードみたいなことやったらどうかという印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

ご検討いただければと思います。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。ちょっと私が言い過ぎたようでした。とにかく少し新しい風を入れて、今までの制度の良いところを生かしながら、時代に即した運営をしていくということ。そういうことを前提にしながら、次回に向けて何が改善できるかというところで、アイデアをいただいたということにしたいと思います。ありがとうございました。

○ **長谷川部会長**

それでは次の議題に移らせていただきますがよろしいでしょうか。次は議題の2「かながわ青少年育成・支援指針の改定素案について」になります。事務局の方からご説明お願いいたします。

○ **企画グループリーダー**

(資料2、3に基づき、説明)

○ **長谷川部会長**

ありがとうございました。

指針の改定素案をめぐるご意見をお出しいただいた委員の方々ありがとうございます。

また、これを真摯に受けとめて、ご検討いただいた青少年課にもお礼を申し上げたいと思います。対応をするものもあるし、あるいは調整中や検討中といったものもありますが、まず、意見を提出していただいた牧野委員と尾崎委員、藤井委員は欠席ですが、感想などお考えをお示しいただけませんか。

牧野委員お願いいたします。

○ 牧野委員

たくさん出してすみません。とても丁寧に対応してくださいまして、どうもありがとうございます。基本的に昨日もご説明を受けましたし、この対応で私はありがたいなと思って受けとめております。先ほどの多重的な緩やかな重なりということですが、これも少し昨日事務局にはご説明したのですが、どんなイメージかといいますと、私が東京都内でいろいろ関わっている事業などがあって、例えば子ども食堂のことなどもあります。近隣で、ある家庭の子どもが問題を抱えていたり、ある特定の子たちが問題を抱えていることは認識をしていて、気にかけているけれど、やはり子ども食堂のような支援の動きが出てくると、住民の皆さんの気持ちが少し遠のくとか、ある意味でお任せをすればいいという気持ちになってくる。これはよくわかる話で、よその子どもを気にかけて続けるということは、とても負担になるので、ですから誰かやってくだされればお願いをしたいし、もう安心するということが起こるのです。しかし、そうすると支援を始めた団体がどんどんいろいろな負担を抱え込んでいってしまって、最後には活動がうまくいなくなったり、また補助金が切れたりなど、いろいろなことの中で活動が手薄になってしまう。そうすると、子どもたちが地域の関心が失われたところに放り出されてしまって、見えなくなってしまうといったことがよく起こるのです。その意味で、もう少しこう、いろいろな方々が多重にかかわれるような、コミュニティのあり方みたいなことを検討できないかと思っています。確かに緊急避難的には、子ども食堂ですとか様々な制度的な関わりが必要ですが、もう少し、近隣で少し気にかけて合いつつ、何かあったら助けてほしいと言える関係を保てるような、何かそのようなことを少しどこかに書き込んでおけないかなと思ったのが、本意です。

今ご検討いただいているということなので、また何か皆さんの方からご意見があれば、今日いただけたらありがたいと思っています。

それからもう一つは、最後の方の「多様な学習機会の保障」ということで不登校のことですが、実は今日、不登校統計が公表されることになっていて、非常に増えているということです。

しかもそれがどうも学校不適應と、もう一つ学校不要論みたいな形での不登校が急増しているようなのです。実はこのコロナ禍で、子どもたちがオンラインで授業を受けることを覚えてしまい、学校に行かなくてもいいや、というふうになってきた子どもたちが結構いるのではないかということです。ただ分析がなされていないようで、関係者から内々に聞くとそういう話とのことです。

そうすると、不登校の概念を変えないといけないのかもしれない。不適應でありながら逆に言えば不要であるという形も出てきて、ここはどうするかということが問われています。

今回とは別の話かもしれませんが、多様な学習機会という場合に、いわゆるフリースクールなど以外にも、例えばオンラインでの学習機会を増やすとか、ただ、放っておくと、個別対応・個別学習をどんどん進めていけばいいというような議論になりかねないところがあるので、そうすると個別最適が進むのですが、格差が開いていってしまうので、そこはどう考えるかということもあります。

可能であれば多様な学習機会というときに、不登校児童生徒に対する対応教育を拡充・充実するほか、フリースクール等との民間団体と連携と同時に、オンラインで何か、ということもどこかで、しかもそれが格差に広がらないような措置をとるといようなことも書き込めないかと思うのです。ちょっとまだ上手く表現できませんが、そのあたりを皆さんお考えがあれば、お聞きしたいと思っていました。長くなりましたが以上です。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。

今牧野委員から2点お示しいただきましたが、そのことについてフリーディスカッションしましょうか、とても大切なことであると思うのです。いかがですか。

今2つ、お示しいただきましたが、後者の多様な学習機会を保障するということに、まず絞らしましょうか。

墓田委員お願いします。

○ 墓田委員

今の牧野委員のお話は、1番目の話も2番目の話も実は現場で起きていて、まだデータ化していませんが、ちょっと鳥肌が立つぐらい、今後怖くなるなという肌感覚はあります。2番目の方の学習機会の確保というところの方法ですが、不登校の子たちに関してフリースクール等という自宅ではない場所で、ある意味安心できる一つの場所から、個別にオンラインでいろいろとアクセスできるような、そういう仕組みというのをつくれば、格差の問題がなくなるかなと思います。私たちは貧困や困窮の方たちとも関わっているのですが、これはひきこもりケースですが、ひきこもっている人たちにも学習機会ということで今、オンラインで、体験や講座など学んでいただいています。やはりパソコンがあっても、Wi-Fiの環境がなかったり、スマホしかない、ガラケーしかないなどケースは様々です。

今は、学校から全員に、端末を与えているということになると思うのですが、ネット環境、親のITスキルが乏しい場合、個別にオンライン授業で対応しても、難しい場合があります。この場合、不登校等の子どもに学習機会を与えるのだったら、ある居場所で、サポーターがついて、学校以外の安心安全な場所で、個別のオンラインの授業が受けられるようなことが、地域ごとにできるといいのかなと、現場感覚では思っています。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。もう少しご意見いただきたい。

尾崎委員、よろしくお願いします。

○ 尾崎委員

今私は、青少年育成センターという人材育成を、研修等やるような施設にいますが、先日ちょうど横浜市で不登校支援の活動をしている方を講師に研修を行いまして、もともと学校教員をしていた方が、学校だけで不登校の子どもたちを支援するのは難しい、というお考えで、学校を辞めて、新しく不登校支援の社団法人を立ち上げて活動されているそうです。ケアプラザとか、廃校活用で貸し出している学校とかを使って、いろいろな地区で、週1～2回の不登校支援の活動の場を作っているそうです。不登校と思われる子どもたちの割合に対して、公的な支援はあるのだけれども、そこ

にちゃんと繋がっている利用率は、すごく低いという話をされていて、そういう子たちの受け皿として自分たちの活動をしているという話がありました。やはり、今の学校のあり方、そこに適用するというだけでもはや対応しきれない部分というのは、それをオンラインで、個別でやっていくことももちろんやり方としてあるのだけど、その子どもたち自身が何を求めているかということを考えたときに、その子たちが家でできることも時には良いのですが、家を出て、外の人と会うとか、親・家族以外の人たちと話をする機会をすごく求めている。活動しているのは横浜市内ですが、県内の少し遠いところからも子どもが通ってきているというお話をされていたので、そういう受け皿というのはまだまだ圧倒的に足りない状況にあるし、それが不登校支援の公的な事業だけでは足りないのではないかと、そこにもう少し多様性というか、いろいろな考え方のいろいろな場づくり、いろいろな人たちの関わりというのは、子どもたち側から求められているのではないかと、このように感じておりました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。他にご意見いただける方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

私もちょっと感じているところがあって、よくその多様な学習機会という言葉文言は、耳に馴染んでいるわけですが、その時に、多様なという言葉は今までの既存のサービスや、この取り組み、学校教育以外の、学校以外の、でももっともって多様なものがあるのだという、この「多様な」という言葉が意味することの広がり、或いは深さ。そこまで私たちの想像力が働くかどうか。おそらくその想像力が働く方々がまた新しい活動を担っていらっしゃるのかなと、感じた次第です。

あと、前半のところ、いかがでしょうか。牧野委員が子ども食堂のことを例に取り上げながらご説明いただいたところ、「多重な」というところです。

確かに、牧野委員のおっしゃるとおりで、民間団体があれもこれもと、本当に背負って行って、その運営だけできゅうきゅうとしてしまって、またそのことに、行政も地域社会も頼りっ放しになっているということがあって、そうすると本当にその団体が或いはそこで従事している人が、ある種こけてしまったら、子どもたちはどうなるのだということなのです。

実は、豊かな実践ではあるのだけれども、とても基盤が脆弱、という活動がたくさんあるわけです。そうしたことをより豊かで、強固なものにしていくためにも、「多重」という言葉が、すごく積極的な意味を持つのだと、受けとめているところです。

前半のお話のところはご意見お持ちの方いらっしゃいますか。いかがでしょう。

ご挨拶の中でもありましたが、浅野委員いかがですか。

社協の活動の中で地域的な地域福祉課題があって、それを既存の制度や施策ではカバーできない。そのためかなり自主的な活動を作り出す。自主的な活動をしている人たちを支援するというのも、社協の大きな仕事の役割だと思うのですが、そうした多重な支援を地域で展開するという点について何かお考えや、ご紹介いただけたらと思います。

○ 浅野委員

ありがとうございます。把握をしている範囲になりますが、寒川町では、まず私たち町社協として、冒頭のご挨拶で申し上げた、小中学校での福祉の育む学びということについては、いわゆる町内にある五つの小学校、三つの中学校、そこに地域の学びをサポートしてくれる、障害の団体やボランティアの方やいろいろそういった方々がサポーターとなって、学びのサポートとして学校に入っていく、学校に通うことができている子どもと一緒に学んでいるという実態です。その学びの場

の時に、特別支援学級の方から、一緒に勉強するよ、と言って、交流という形で入っている場面に
出合うことはありますけれども、学校に来ることができていないお子さんに対してはやはり届か
ない。

さきほど、学校の中で不登校を支援するのが難しいというお話を、おっしゃった委員がおられま
したが、実は先だって関わったケースの中では、今の小学校の校長先生と教頭先生の体制だから、
あのA校長だから、B教頭だから、何とか通うことができています、というお話をされました。

というのは、もう熱心にその先生方が、その家に向いて、家を出て来れるように支援して、個
別の動きをして、母親との関係もうまくつくっていて、何とか今子どもが通えている。その負担と
いうのは、果たしてどこまで続けられるのだろう、と伺っていて正直思ったところもあるし、A校
長とB教頭になったから叶ったこと、という中で、非常に学校現場の負担感というか、取り組みの
いろいろな困難さ、というのは伺っていて思ったことがあります。

寒川町でも、実は生活保護受給世帯の方が、地域貢献の清掃活動に今参加するため、ケースワ
ーカーを初め、皆集まっているのですが、生活困窮の子どものための学習支援というのは、何年か前
から寒川町でも、始まっていますし、あとは、いわゆるシニア世代が作った民間の団体が、子ども
の学習を支援しようじゃないか、ということで塾のような場所を作っているところもあります。

あとは教育委員会が学びのための場所を作ってくれているということもある。

おそらく把握している以外にも、いろいろなそういった、多様な学びという方法は、寒川町にも
あるのだとは思いますが、オンライン学習についても、寒川町も、コロナ禍において取り組みが始
まったところはあるのですが、実際にその多重な学びの場をどうやって支援するかっていうところ
については、うちの町社協では、社協主体の福祉を育む学びは動いているけれど、住民の皆さんの力
でのグループ化などそういうことについては、今直接的に関わっているものや現在動いているもの
はない状況です。

ただ、社協はボランティアセンターという大きい市民の力を取り入れるコーディネート窓口があ
るので、過去には個別のボランティアマッチングで、学習の機会というのを支えたマッチングがい
くつかありました。外国籍のお子さんが、日本語が非常にまだ困難な中で、個別にそこをボラン
ティアの方が週に1回時間をとって、学校の学びのサポートをしてあげるといところや、あとはお
母さんがフィリピンの方で、学校からの日本語等のプリントについていけない、というところを、
お母さんの支援という視点で、ボランティアの方が支えたことで、お子さんとの関わりに繋がって
いくなど、そういったケースは過去の事例としてはありました。

すみません、質問の答えになってないかもしれませんが現状で失礼いたしました。

○ 長谷川部会長

どうもありがとうございます。

いろいろ今意見をいただきました。他の委員の方、よろしいですか。

○ 長谷川部会長

つまり、新しい支援のあり方や、新しい学びの考えシステムといったものが求められているのだ
など、端的に言いすぎているかもしれませんが、やはり既存のことはちゃんとトップを見ていかな
ければならないけれども、私たちがどれだけ発想できるか。またそういう発想をしている地域の活動を
どれだけ知っているのか。その活動をどうやって東ねていくのか。みたいなことが何かとても大事な

ことだ、ということをお話を伺って、気づかせていただきました。

ご意見が出たところで一度牧野委員に戻したいと思いますがいかがでしょうか。

○ 牧野委員

ありがとうございます。今、皆さんのお話を伺っていて、不登校の問題と、多様な学びの場、それからかかわりが多重に重なっていくといったことが、やはり二つの問題ではなくて一つの問題なのだと、改めて感じたところです。

その意味で、私たちはどうしても、教育とか子どもたちと考えると、学校を基本に考えることになってくるのですが、学校を中心に社会ができてくるというか、子どもの人生を考えるという時代があったと思うのです。就労を考えると、未だに、いわゆる小中高大と進んで新卒一括採用という形が変わらないままですが、社会に出た後は、結構多様化してきています。大企業はいまだに終身雇用で正規就労がベースになっていますが、その周辺にいろいろな働き方がすでに出てきていて、新卒一括採用ではないような働き方がもっと流動化していくという動きがあります。その中で、学校のあり方そのものを変えなければいけないのだと思います。

それに対して、今、例えば国の方も、コミュニティスクールという形で、学校ベースに学校や地域が関わって、学校で学びを完結させるということではなく、むしろ人生 100 年生きる中で学校が教えられるのは、初期のせいぜい 20 年間ですので、その後の学び続ける自分の人生を自分で作り続けていけるような力をつけてもらうために、学校があるのだという位置付けに変わってきています。

そういう意味では学校に地域が関わって、教育を学校で完結するのではなく、地域と学校が車の両輪のようにして、子どもたちが学べるようにしていきましょうという形で、今コミュニティスクールが提唱されていますので、青少年問題と言われるようなこの協議会の方でも、コミュニティスクールや、学校ということを中心にしながら、地域で子どもたちをどう引き受けていくのかなど、そういう議論をしなければいけないのかと思って今お話を伺っていました。

ただそこに今、先ほど長谷川部会長がおっしゃったように、何でもかんでもでは地域が受けられるかということ、皆さん忙しい生活をされている中で、いろいろな負担が回ってくるようになっているという問題もありますので、そこをどうするか、どう考えるのか。

例えば行政がどこまで支援に回れるのか、ただ行政が全部サービスという形で行うことは難しいと思いますので、後は住民が主体になりながら行政がどれくらい支えられるかなど、さらにもっと言えば、例えば高齢の方々が新しいいろいろな組織を作って、社会で活動されていくようなことを、うまく支援できるような仕組みをつくるなど、何かそういうことを考えなければいけないのだな、ということはよく今わかりましたし、感じています。

またこれから議論していただければと思いますので、お願いいたします。

○ 長谷川部会長

牧野委員ありがとうございます。皆さん方よろしいでしょうか。

藤井委員からもご意見をお寄せいただいているのですが、藤井委員は本日欠席しておりますので、ご意見寄せていただいています尾崎委員いかがですか。県の方が受けとめてこのような対応ということでお示しいただいているのですが、その感想をお願いいたします。

○ 尾崎委員

ありがとうございます。私も、逆に難しくしてしまったかなとちょっと思いながらも、でもこのような形で対応していただけて非常にありがたかったです。やはり、自分を守る力、その人自身が力を育んでいくということがすごく基本だと思いますし、重要なことだということも理解した上で、でも、自分がこれまで関わってきた、いろいろな困難な状況にある子ども・若者たちとの関わりの中では、もうこれ以上は頑張れないくらい頑張っている子たちがいて、その子達に対して、あなたが変わって頑張って、自分を守れるようになって、というふうにはちょっと伝わって欲しくないなというところがありましたので、それも大事ですけど、周りの人たちの力を借りられるような、力を持っていて欲しいなという気持ちと、その周りの人たちが、何かあったときに、ここに来ても助けるよ、といえるような、そういう環境にしていくことが大事なのではないかと思ったので、このように意見提出させていただきましたので、それを受けとめていただけて、本当にありがとうございます。

○ 長谷川部会長

尾崎委員ありがとうございます。僕から尾崎委員に質問をさせてもらってもいいでしょうか。施策方向の7のところ、「障がい者」に対する就労支援ではなくて「障がい等のある若者」と、「等」を、入れて欲しいというご依頼がありましたが、ご主旨・お考えをお示しいただけますか。

○ 尾崎委員

はい、そうです。もともとその本文中にも「障がい者」という形ではなく、「障がい等のある若者」という書き方をしていただいたので、障がいがあるかどうかということには限らず、一般的な就労というハードルを飛び越えるのが、当たり前には難しい人たちというのはたくさんいると思うので、そういう方たちに対するいろいろな支援のあり方とか、そのような状況にある若者に対する就労支援、という位置付けで考えた方がより、現状に合っているのではないかなという考えで書かせていただきました。

○ 長谷川部会長

障がいに着目するのではなく、困難に直面している若者に着目する、ということですね。

では、他のところで結構ですが、何かご意見があれば、或いは県の方のご対応についての、ご意見があれば承りたいと思いますかがでしょうか。

○ 墓田委員

意見として出すか悩んだことが一つありまして、もし特出していただけるのであればということで、駄目だったらNGで結構ですが、30 ページの施策の方向 11 番にあります、「特に配慮が必要な子ども・若者支援」のところですか。ヤングケアラーという言葉は入っているのですが、実は最近私達のところにも相談に来るケースで、「きょうだい児」あるいは「きょうだい者」というのですが、重い病気や、障がいを抱える兄弟姉妹がいる、「きょうだい」。そういう子が、ヤングケアラーの中には含まれるのですが、親に頼ることができず、小さいころからすごく苦勞していて、誰にも言えずにSOSも出せずに、人に頼れないというような状況というのがよく見えてきました。言葉として、ヤングケアラーと同等に含まれることが多いのですが、「きょうだい児」を、もし特出いただけたらと思って、悩んでおりました。今日皆さんの話聞いて、もしできればお願いします。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。

私も不勉強で初めてお聞きする言葉になります。もう1回確認です。「きょうだい」はひらがなで、「じ」は児童の「児」でいいですか。

○ **墓田委員**

はい。成人にならない場合は「きょうだい児」といって児童の「児」で、それ以降の成人になると「きょうだい者」と呼ばれ、最近この話はよく支援現場では出てくるようになってきたところです。

○ **長谷川部会長**

それは、兄弟姉妹同士で、助け合っはいるということなのですね。そこに、親は入ってこないということか。

○ **墓田委員**

親が一人の子にかかりっきりのため、家事をやっているケースもありますし、逆に親の代わりにその弟妹お兄さんお姉さんのいろいろな対応をしている場合もあります。ヤングケアラーなのですが、どうしても親の面倒を見ているということが世の中で先行しており、きょうだいの重い病気のきょうだいがいる場合や、障がいを抱えている兄弟姉妹のいる子どもというところに一つ着目していただきたいなと思っています。

○ **長谷川部会長**

ヤングケアラーという言葉の中に含まれているけれども、そこから取り出して、特出して加えてもらいたいという提案でよろしいでしょうか。

○ **墓田委員**

そうですね。そうすると目に見えてくると思います。その子が我慢していることが地域で、このきょうだい児だから何か困っているかもしれないと、他人ごとではなく自分ごとようになってくれないかな、という希望を込めた意見です。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。今、墓田委員から新たな提案がありました。そのことについて、委員の皆様、ご意見ありますか。

牧野委員をお願いします。

○ **牧野委員**

賛成です。ただ、私も初めて聞いた言葉なので、教えていただきたいのですが、きょうだい児という「きょうだい」にまた児童の「児」がつくのですか。

兄弟ケアとか、何かをしている、という言葉が入らないで、「きょうだい児」とか「きょうだい者」

というような言い方をするのでしょうか。ちょっとそのあたりが、何かわかりにくいなという印象を持ってしまったのですが。

○ 墓田委員

そうですね。まだ浸透している言葉ではないのですが、親に甘えられず、親代わりのヤングケアラーという意味もありますが、特出して「きょうだい」とわざわざ平仮名であるということは障がいを持っているなど、大変な状況を抱えている兄弟が他にいて、その子自身がまだ自立できていない状況の中で我慢を強いられて生きている子どもということです。学術的にも、論文があります。学術的にも発表されていて、そういった支援も今、いろいろな団体が、社団法人を立ち上げるなどして支援しているという現状にあります。

○ 牧野委員

ありがとうございます。「きょうだいケア児」と言われると、何となくわかるイメージがあるのですが、「きょうだい」って名詞にまた、「児」や「者」と名詞がついていると、どうなのだろうというような感じを受けました。

ですから今、専門用語で、学術的に発表されているとことであればそれが多分定着していくのですが、よくわかりました。ただ、何かちょっと言葉として違和感があるなという印象を持ってしまったので、お聞きしました。

○ 墓田委員

私もこの半年くらい前に初めて知ったことで、そういった活動をされている千葉県にある亀田総合病院の小児科部長さんに湯浅正太先生っていう方がいらっしゃるのですが、その方が「きょうだい児」のいろいろな活動をされていて、学術的にも論文を発表されています。私も最近気にかけていたところですが、意見を出すのをどうしようか悩んで出さなかったのですが今日皆さんとお話する機会があったので、こういうケースがあるということを、知っていただいて、今回じゃなくても、今後そういうことが世の中で、多分「きょうだいケア」が本当は正しい言葉かもしれませんが、あえてその学術的論文などは「きょうだい児」と書かれているのです。私の知識が乏しくうまく説明できないのですみません。最近半年前に知って、着目しているケースでしたので意見として出しました。

○ 長谷川部会長

ありがとうございます。要するに、ヤングケアラーというのは一般的に今認識を持たれているもの以外にもあるのだという広がりがあり、そこで様々な制約を受けて、暮らしている子どもたちがいるということですね。

例えば、とても大事なご提案だと思うので、これはどう対応されるかというのはまた県庁のお考えがあると思いますが、部会としては、ヤングケアラーというところの説明として、そうした人達も子どもたちも入るといって、ヤングケアラーの語句の説明文みたいなのところに、これを入れ込むというのはいかがでしょうか。

○ 墓田委員

はい。そういう人たちもいるということを知っていただきたいと思います。どうしてもヤングケアラーって言葉だと親を介護しているということが先行してしまっているの、介護等になっていますが、その「等」の中に入れていただければと思います。

○ **長谷川部会長**

よろしいですか。そうしましたら、この企画調整部会としては、ヤングケアラーの意味内容の中に、注釈というか、追加説明という形で、加えるということをお県青少年課にご提案する、ということにしたいと思います。

県庁の方よろしくをお願いします。

○ **企画グループリーダー**

承知しました。「きょうだい児」という言葉を今日初めて伺ったということもございますので、どのように表記できるかということも含めまして、受けとめさせていただきたいと思います。

○ **長谷川部会長**

よろしくお願いします。今、牧野委員から「きょうだい児」のところを、チャットの方に、ここ、クリックすると見えるという、情報提供もございました。

こちらの改定素案についてのご意見、他にどうでしょうか。

ないようでしたら、次の三つ目の議題に移りたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○ **長谷川部会長**

次の議題は、令和4・5年度の協議テーマについてということになります。

こちらについて、事務局の方からご説明をお願いします。

○ **企画グループリーダー**

(資料4に基づき、説明)

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。

それでは今期に取り組む協議テーマ、2つの案が示されていますが、ここは、委員の皆様方の、ご意見をいただくところから始めていきたいと思います。

どちらに取り組むことが、今の神奈川県の実情にとって、より優位なのかということと、あと神奈川県という、一つの自治体として取り組むことのメリット等お考え合わせの上、ご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○ **牧野委員**

どちらもとても大事なテーマだと思います。神奈川県というのとは少し別ですが、日本社会で、若者たちのことを考える場合にとっても大事なことで、どちらがいいと私も決めかねますので、参考までにということになりますが、まずは今、中央教育審議会の教育振興基本計画の策定部会が動いていて、来年度からの新たな振興基本計画を作っているのですが、そこで大きなテーマが二つあります。一つがウェルビーイングで、もう一つがいわゆるデジタルトランスフォーメーションということで、特に教育におけるデジタルトランスフォーメーションをどう考えるか、議論になっています。

どうしても経済界の方々もいらっしゃるので、議論としてはいわゆるデジタル人材とかグローバル人材という議論がちょっとごり押し的に入ってきてしまうのですが、それとは別に、ウェルビーイングも、自己肯定感とも関わると思うのです。従来のウェルビーイングは、いわゆる「獲得型ウェルビーイング」と言われているもので、これは欧米的というか個人が強いところで、個人が自ら積極的に社会にかかわっていった自らの役割を獲得しながら、ウェルビーイングを実現していくというものです。

ウェルビーイングもいろいろな議論がありますが、よりよく生きるということをベースに考えて、自己のあり方を確立していくという「獲得型ウェルビーイング」と、日本的と言われる「協調型ウェルビーイング」というものがあって、関係の中で自分の位置付けを決めていく、そして自分がウェルビーイングな状態になるような環境を求めていくというようなとらえ方をしようというものです。

どちらがいいかという議論ではないのですが、教育振興基本計画の方では、「協調型ウェルビーイング」をベースにしながら、個人のあり方を考えていこうとなっています。ただ実は、ちょっとこれも危ういのは、下手をすると集団に帰属をなささいとか、奉仕をなささいという議論になりかねないところがあって、それは今、釘を刺しているのですが、どうしても企業の方々は業績を上げるために協調型ウェルビーイングを言いがちなので、そうすると企業のために奉仕なささいという議論になりがちです。

そうではないとおっしゃるのですが、何を議論しても、やはりそうなるところがあるので、ちょっと怖いなと思いつつ議論しています。ですからある意味では、個人が自立をすることと、良い環境を作っていくといったことが、自分もそうしなければいけないし、自分が社会からそうされるということも含めて、考えていかなければならないのだという議論をすることになると思います。

そうすると、例えば肯定感を高めるという場合にも、先ほど今回の支援指針にもありましたが、肯定感という場合にも聞き方によって随分違うことがわかってきていて、いわゆる「あなたは社会に対して何かができますか」とか、「何かすると社会が変わると思いますか」と聞くと、日本の子たちはポイントがとても下がるのです。

また、例えば「積極的に学ぶことをしていますか」とか「積極的に関わろうとしていますか」と聞くと下がるのですが、「学びとか社会的な関わりが自分にとって意味があったと思いますか」と聞くと、上がるという傾向があります。

どういう聞き方をするかによって肯定感のあり方が変わってしまうということもあるので、その意味でこの二つは、社会的な自分の位置付けということを考えていくと、そんなに変わらないのかなというか、そんな印象を持ちます。

ひきこもりも、先ほどの不登校と同じように、いわゆる、居場所がなくてひきこもったり、それから、社会不適應でひきこもってしまっている子たちもたくさんいると思うのですが、むしろ今新しいいわゆるバーチャルとかまたメタバースがどんどん広がる社会の中で、そちらに積極的な意味を見出して社会から退却してしまうというか、または、リアルなワールドからは、退却をするのだけでも、決してそれに不適應なわけではない子たちもたくさんいるのではないかと思います。

そういう意味では、その個人にとってのウェルビーイングって一体何なのかという観点で見ると、案1も案2もあまり変わらないのかなという印象を持ってしまうので、そのあたりも含めて、少し時間も気になりますが、議論ができればと思います。どちらかを選べと言われたら、個人的には案1の方を少し積極的に捉えながら、新しい生き方みたいなことを支援するというような、展開になっ

たら、より意味があるのではないか、という印象も持っています。以上です。

○ **長谷川部会長**

牧野委員ありがとうございます。

今議論の底流を作っていただいたように思うのですが、他の委員の方いかがですか。

尾崎委員お願いします。

○ **尾崎委員**

私もぱっと見の印象を、案の1が具体性があるって関心をもちました。今牧野委員のおっしゃったことにも繋がると思うのですが、ひきこもっている状態というのが、学校とか社会から対極でもある場合もあるけれども、もう少し積極的に意味を見出してオンラインの世界で活躍の場を生み出している人達もいるというお話もあったかと思うのですが、そういう意味ですね、学校とか住む地域とか、会社職場の中だけで活躍するのではなく、そうではない時間も余暇みたいな位置付けになる時間帯をどうやって充実していくかということが、若者支援を考えていく上でもすごく重要なことなのかなと捉えているので、そういった意味も持たせながら、案1の方に、議論が進められたらな、と感じました。以上です。

○ **長谷川部会長**

尾崎委員ありがとうございます。他の委員の方いかがですか。

墓田委員お願いします。

○ **墓田委員**

私も具体性から見るとやはり案1の方ですが、牧野委員と尾崎委員がおっしゃるように、案1に関しては案2も集合体としてはかなり密接であって、必要な内容であるということで今の子ども・若者は、私たちが想像つかないような、10年後にはなくなっている仕事が多くて、今リスクリングという、覚えざるをえないような、ガラリといろいろなスキームを変えていかなければならない。そういう中にいる方たちなので、ひきこもりの概念というのは多分言葉自体が変わってくるでしょうし、ひきこもりという言葉を使っていいかどうか、ちょっとまたクエッションになってきてしまったのです。

ですが、そういった若者たちがリアルとバーチャルをうまく使っていて、本当に私たちの方が知らず、意外とひきこもっている子たちの方が、SNSや、ゲームの世界、もう何パーティーとか、日本、こうやって世界で国境なき状況で、繋がっているということ、ある意味、私たち県民の皆も知るような形で、今若者社会はこういうふうに変ってきている、というようなことが話したらよいと、私は思ってしまったのです。どちらかというやはり案1の、リアルとバーチャルというところを特化させた居場所支援や、何か生き方みたいな、ウェルビーイングに繋がるとは思いますがそういったことが、示せたらなと思いました。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。他の委員の方いかがですか。よろしいですか。

○ 長谷川部会長

時間の関係もありますが、私も、やはりこの案の1と、案の2というのは、繋がり合ってるなと思っています。それでなお且つ、案1の方が皆様おっしゃっているように具体性があるので、ある種の取り組みやすさみたいなものがある。ひきこもりという事柄を通して、案2のテーマにも肉薄できるのではないかと感じていることと、あと私が見るとこなのですが、神奈川は他の都道府県と比べても、ひきこもり支援が非常に多様でユニークな活動が、どこかの例えば法人が、ものすごく目立っているということなく、かなり県内に分散して行われているというところがあると思うのです。

そういう意味でいうと、より具体的で様々な活動を検討をしながら、またそこで出会う若者たちの、その自己肯定感みたいなものを、アプローチができるのかなと思っていて、私も案の1がいいかなと思っています。またこの協議会ではなく、厚生労働省の方の委託調査研究ですが、ちょうど来年3月までに、全国の相談支援におけるSNS活用と、バーチャルな居場所がどのくらい取り組まれているのかという調査を、今調査研究中です。

そちらの方もまた3月にまとめなくてはいけないのですが、そういう意味でいうととてもタイムリーな形で、全国と神奈川の比較などもできる可能性も出てくると思っています。タイムリーな形になるのではないかなと思います。

結論としては、案1で取り組むけれども、案1の中に、案2のテーマが十分入り込んでいるという発想、ということ意見をしたと思います。

他の委員の方いかがですか。よろしいですか。

○ 長谷川部会長

では、今までのご意見を総合すると、今期の協議テーマは案1とすると。但し、案2も入れ込んで、そのことも当然意識しながら取り組んでいこう、ということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ではお認めいただいたということとしたいと思います。

本日の議題は以上になっています。事務局の方から他にございますか。

松下副課長よろしくお願ひします。

○ 青少年課副課長

皆様お疲れ様でございます。本日は本当にお忙しい中、ご出席いただきまして、非常に活発なご議論いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日いただきましたご意見及びパブコメの結果を取りまとめまして、次回1月の書面になる会議になりますが、そこでご報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

そして次々回、青少年問題協議会を2月9日午前中ということでございますが、先に協議会を開催しまして、続けて部会を開催する形になります。本日と同様に、オンライン会議を予定しておりますので、2月9日の日程の確保についてよろしくお願い申し上げます。

次回、発表していただける委員様は、お忙しいとは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○ 長谷川部会長

はい、ありがとうございます。発表の委員を決めていませんでした。発表する人を2人ほど、これ

はまた後で。どうしたらいいですか青少年課の皆さん。
青少年課からから、不幸なメールが届く授与式ですか。

○ **青少年課**

委員様からの発表をお願いしたいと思っておりますが、どなたかやっただけの方をまた後程、時間も押していますので、メールで照会させていただきますので、ご回答いただけたら選ばせていただきたいと思っております。そのような形でよろしいでしょうか。

○ **長谷川部会長**

はい、承知いたしました。

それでは、第2回企画調整部会をこれで閉じさせていただきたいと思っております。

ご多忙の折オンラインの参加本当にお疲れ様でした、ありがとうございました。

以上